

低入札価格調査制度の実施について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止を図るため、低入札価格調査制度を実施します。

1 制度概要

低入札価格調査制度では、あらかじめ調査の基準となる価格（調査基準価格）を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がされると認める場合には、落札者とする制度です。

2 対象

- 予定価格が5,000万円以上で競争入札により発注する建設工事
- 総合評価落札方式（入札後審査方式一般競争入札）により発注する建設工事

3 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

■ 調査基準価格（税抜）＝①＋②＋③＋④

①	②	③	④
直接工事費×0.95	共通仮設費×0.90	現場管理費×0.90	一般管理費×0.55

4 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

■ 失格基準価格（税抜）＝①＋②＋③＋④

①	②	③	④
直接工事費×0.90	共通仮設費×0.85	現場管理費×0.85	一般管理費×0.50

5 調査対象者

調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上で最も入札金額の低い者又は総合評価一般競争入札における総合評価点が最も高い者が調査対象者となります。

6 調査の方法

開札の結果、調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上の入札者がいた場合は、以下の事項について資料等の提出を求め、低価格においても適正な履行がされるか否かを判断します。

- (1) 積算金額の内訳及び入札価格決定の理由
- (2) 当該工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況
- (3) 当該工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 手持ち機械数の状況
- (7) 労働者の確保計画
- (8) 過去2年間に施工した公共工事名及び発注者
- (9) 経営状況等
- (10) その他必要な事項

7 実施年月日

平成31年4月1日以降に発注する案件から実施

